

老齢になったときの年金

厚生年金保険
加入

厚生年金保険
加入

国民年金
保険料納付

国民年金
保険料免除

合算対象期間
(カラ期間)

国民年金
保険料納付

国民年金
保険料免除

合算対象期間
(カラ期間)

国民年金
保険料納付

国民年金
保険料免除

これらの期間を合算して25年(短縮15年〜24年でもよい)以上あること

〈保険料免除期間とは〉
国民年金では保険料の段階的引き上げに対応して、所得水準に応じ、4段階の免除制度が導入されている。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、一定割合の計算により年金額は減額となる。平成21年4月から基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられた(従来は3分の1)ことにより、21年3月以前と21年4月以後とで減額割合が異なる(16頁参照)

〈保険料納付期間とは〉

- ①国民年金第3号被保険者期間も含まれる
- ②昭61.3までの旧国民年金に強制加入・任意加入して保険料を納めた期間も合算する
- ③学生納付特例、若年者納付猶予期間について、10年以内に追納すれば含まれる
- ④国民年金に加入したが保険料を滞納した期間は含まれない

〈合算対象期間(カラ期間)とは〉

- ①昭36.4.1～昭61.3.31の間に20歳～60歳未満の被扶養配偶者で国民年金未加入であった期間
- ②昭36.4.1～平3.3.31の20歳～60歳未満の学生であった期間
- ③厚生年金から脱退手当金を受けた期間のうち昭36.4.1以後の期間(昭61.4以後国民年金に加入した場合)
- ④昭36.4以後20歳～60歳未満の海外在住期間
- ⑤学生納付特例、若年者納付猶予期間について追納しなかった期間等

生年月日	年数
昭22.4.1以前	15年
昭22.4.2～昭23.4.1	16
昭23.4.2～昭24.4.1	17
昭24.4.2～昭25.4.1	18
昭25.4.2～昭26.4.1	19

●男性40歳
女性35歳
以後の厚生
年金保険の
加入期間が
左の年数以
上

生年月日	年数
昭27.4.1以前	20年
昭27.4.2～昭28.4.1	21
昭28.4.2～昭29.4.1	22
昭29.4.2～昭30.4.1	23
昭30.4.2～昭31.4.1	24

●厚生年金保
険や共済組
合・制度の
加入期間が
左の年数以
上

〈老齢厚生年金の65歳以降への支給繰下げ制度〉

65歳からの本来の老齢厚生年金の受給権が発生した日から起算して1年が経過した日よりも前に年金請求を行っていない場合、支給繰下げの申出を行えば、申出月の翌月以降に繰り下げて加算した額を受けることができる。

$$\text{繰下げ加算額} = (\text{繰下げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率} (\text{繰下げ月数} \times 0.7\%)$$

